

鳥取市再エネ・省エネ設備 導入補助金

商工業者向け
7月11日より
受付開始

燃料費や電気代高騰の影響を受けている中小企業者による再生可能エネルギー発電による自家消費や省エネ設備への更新によるエネルギーコストやCO2排出量の削減を行う取組を支援します。

補助対象者

- ①中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であること
(株式会社、有限会社、合名会社、合同会社、企業組合、協同組合、個人事業主等) ※農林水産漁業を除く。
- ②本市に事業所を有し、かつ本市において1年以上事業を実施しており、今後も本市において事業を継続する意思があること。
- ③市税等の滞納がないこと 等

補助率

1 / 2

補助限度額

500万円

補助下限額

50万円

補助対象経費

設備費、設置工事費、省エネ設備への更新に係る設備処分費

事業区分

補助対象設備

①再生可能エネルギーを活用した発電設備等の
の新増設 ※**全量自家消費**を目的とする導入に限る

発電設備 (太陽光、風力、水力等)、蓄電池

②既存の設備から省エネ効果の高い設備
への更新
※**更新前と比較し5%以上の省エネ効果**が見込まれ、**メーカー又は納入業者等による証明**がなされた設備に限る

業務用給湯器、業務用ボイラ、冷凍冷蔵設備、LED照明器具、
エネルギー管理システム、変圧器(※1)、高効率照明等(※2)、
空調機器(※3)、生産設備(※4)

③エネルギー管理システム機器の新増設

エネルギー管理システム (FEMS、BEMS等)、デマンドコントローラー

備考

(※1)トップランナー変圧器2014に適合する設備に限る。

(※2)2020年度を目標年度とした省エネ基準達成率100%以上に適合する設備、又は経済産業省の先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業において補助対象設備として公表されている制御機能付きLED照明器具で、いずれも安定器の除去やバイパス工事等を伴う更新に限る。

(※3) 定格冷房エネルギー消費効率の区分(い)を満たすルームエアコン、又は経済産業省の先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業において補助対象設備として公表されている高性能空調に限る。

(※4)減価償却資産の区分が機械及び装置に分類され、工業会証明書が発行される設備に限る。

その他

- ・補助金の交付は1事業者1回のみ限り、その他補助制度との併用不可。
- ・居住の用に供するスペースへの設置、中古品の購入、リース契約、割賦契約、PPAによる導入は不可。
- ・交付決定前に着手(契約、発注、支払等)した事業は原則対象外。補助対象経費の支払は銀行振込に限る。
- ・補助金の交付1年後にエネルギー使用実績の報告を行っていただきます。

交付申請期限 (必着)

令和5年9月29日(予算上限に達し次第受付終了)

実績報告期限 (必着)

令和6年1月31日



補助要件等の詳細については事業案内HP及び補助事業の手引きをご覧ください



事業案内HP

<お問い合わせ>
鳥取市 経済観光部
企業立地・支援課 企業支援係
TEL : 0857-20-3223
FAX : 0857-20-3947